

社会保障審議会障害者部会について

1. 審議事項

- ライフステージ等に応じたサービス提供の在り方、ケアマネジメントの在り方、雇用施策等との連携、財源の在り方等、支援費制度や精神保健福祉施策など障害者施策の体系や制度の在り方に関する事項
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により本審議会の権限に属された事項
- 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の規定により本審議会の権限に属された事項（処遇改善の請求による審査に係る事項を除く）

2. 当面のスケジュール

- 3月2日に開催。以後2週間に1回程度のペースで開催を予定。
- 当面、障害種別を超えた（三障害共通の）障害者施策の体系や制度の在り方について介護保険制度との関係を含めて議論し、大きな方向性について6月を目途にとりまとめ。
- 障害種別ごとの個別の法律改正事項等は秋以降に議論。

（参考）これまでの審議事項

- 平成15年度から実施される障害者福祉サービスの新たな制度（支援費制度）の施行に向けた議論
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により本審議会の権限に属された事項

社会保障審議会障害者部会における検討状況のまとめ（部会長メモ）

平成15年12月

障害者部会は、支援費制度の施行に向けた議論や精神保健福祉法の規定により社会保障審議会の権限に属された事項を扱うため設置され、平成13年12月以降、現在まで4回の議論を行った。また、この間、2つの分会に分かれて専門的議論を行い、身体障害・知的障害分会は7回、精神障害分会は11回にわたり検討を重ねてきた。

これらの検討の成果は、平成15年4月からの支援費制度の施行、平成14年12月の報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」として結実したところである。その後の支援費制度の施行状況を見ると、障害者の利用実績が伸びており概ね円滑に施行されているものの、より安定的かつ効率的な制度運営に向けての諸課題も残されている。また、精神保健福祉施策については、医療が入院医療に偏り、福祉サービスの提供が不十分な状況にあり、上記報告書に示した改革の方向性に沿って、具体的な施策が推進されることを強く期待する。

今後は、「障害者基本計画」に示された「国民誰もが、社会の対等な構成員として社会活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する共生社会の実現」という基本的な考え方の下、ライフステージ等に応じたサービス提供の在り方、ケアマネジメントの在り方、雇用施策等との連携、財源の在り方等、支援費制度や精神保健福祉施策など障害者施策の体系や制度について、法改正も含めた対応により具体的な施策が推進されるよう、介護保険部会でも議論されている介護保険制度との関係を含め、更に積極的に検討を進めていくべきである。

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果（仮集計値）のポイント

本調査は、平成 15 年 8 月に全国の自治体を対象に実施したものであり、今般各サービスの支給決定及び利用状況について、有効回答が得られた自治体分を取りまとめた。

調査結果のポイントは次のとおりであるが、全体の傾向は抽出分のまとめ(9月30日)とほぼ同様となっている。

居宅介護支援（ホームヘルプサービス）

(P2)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者の身体介護及び家事援助が多く、全市町村中の約 65%で支給決定している。日常生活支援がもっとも少なく、全市町村中の 10%となっている。

(P2・P3)

○ 支給決定に対する利用実績

	延べ人数	時間数
身体障害者	81.2% (61,104 人 / 75,223 人)	56.1% (1,462,585 時間 / 2,608,345 時間)
知的障害者	42.3% (13,199 人 / 31,182 人)	26.0% (186,524 時間 / 717,535 時間)
児童(障害児)	34.0% (5,641 人 / 16,609 人)	20.2% (67,540 時間 / 334,124 時間)

支給決定に対する利用率(延べ人数)は、身体障害者が 81%であるのに比べ、知的障害者は 42%、児童は 34%と低くなっている。

支給決定に対する利用率(時間数)は、身体障害者が 56%であるのに比べ、知的障害者は 26%、児童は 20%と低くなっている。

(P3 参考)

- 措置制度下での平成 13 年度との 1 人当りの利用量を比較すると、一般分及び移動介護がほぼ同水準となっているのに比べ、日常生活支援は 63%増となっている。

デイサービス

(P4 上段表)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	74.9% (21,888 人 / 29,237 人)
知的障害者	69.7% (6,891 人 / 9,888 人)
児童(障害児)	72.9% (12,659 人 / 17,357 人)

支給決定に対する利用率は、身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約 70~75%となっている。

(P4 下段表)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の42%、知的障害者が32%、児童が44%となっている。

短期入所支援

(P5)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	22.8% (2,572人 / 11,272人)
知的障害者	22.3% (7,615人 / 34,139人)
児童(障害児)	25.6% (6,693人 / 26,135人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも低い。
身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約20~25%となっている。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の48%、知的障害者が61%、児童が63%となっている。

知的障害者地域生活援助支援（知的障害者グループホーム）

(P6)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

96.7% (13,381人 / 13,836人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも高い。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数は、全市町村中の69%となっている。

居宅生活支援事業所数

(P7)

○ 居宅生活支援事業所数

全国の事業所数は、都道府県知事等の指定する指定事業所が31,794か所、当該市町村が認めた基準該当事業所が918か所で、合わせて32,712か所となっている。

(P7)

○ 指定事業所の運営主体

ホームヘルプサービス事業では、営利法人が38.8%ともっとも多く、次いで社会福祉協議会(26.4%)、社協を除く社会福祉法人(14.6%)となっている。

デイサービス事業では、社協を除く社会福祉法人が48.3%と半数近くを占め、次いで地方公共団体(25.9%)、社会福祉協議会(12.3%)となっている。

短期入所事業では、社協を除く社会福祉法人が85.0%を占め、また、グループホームでも社協を除く社会福祉法人が92.8%を占めている。

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果について（仮集計値）

本調査は、支援費制度施行に伴う居宅生活支援サービスの利用状況を把握するとともに、厚生労働省の「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」での検討に資するため、全国の自治体を対象として実施したものである。

全数分については集計及び精査中であるが、今般、有効回答が得られた自治体分を取りまとめたので報告する。

調査対象：47 都道府県 3,201 市町村（1 広域連合含む）

回答数：47 都道府県 3,192 市町村

1 人口 (人)

住民基本台帳人口
127,780,381

回答数：3,192 市町村

2 障害者数 (人)

身体障害者	知的障害者	児 童
4,195,334	460,780	241,359

回答数：3,192 市町村

（注1）各市町村が手帳発行台帳等で把握している数であり、必ずしも実数とは限らない。

（注2）各市町村によって、把握している時点が異なる。

（注3）重複障害者の場合は、いずれか1つに記入している。

3 居宅生活支援費支給決定者数・利用者数 (人)

支給決定者数 (平成15年4月末時点)	利用者数 (平成15年4月分)
192,258	116,953

回答数：3,191 市町村

4 居宅介護支援費（ホームヘルプサービス）の支給決定・利用状況（平成 15 年 4 月分）

(1) 法区分別、サービスの類型別支給決定の状況

法区分	サービスの類型	支給決定があつた市町村数	支給決定者数 (延人数)	支給決定 時間数	一人当り 支給決定量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	2,070	20,740	650,396	31.4
	家事援助	2,050	23,230	463,559	20.0
	移動介護(身体介護伴う)	880	10,607	342,069	32.2
	移動介護(身体介護伴わない)	773	17,253	539,201	31.3
	日常生活支援	326	3,393	613,120	180.7
知的障害者	身体介護	981	6,319	123,912	19.6
	家事援助	1,201	5,628	94,888	16.9
	移動介護(身体介護伴う)	556	7,451	192,850	25.9
	移動介護(身体介護伴わない)	700	11,784	305,885	26.0
児 童	身体介護	1,045	7,476	166,065	22.2
	家事援助	445	1,831	31,582	17.2
	移動介護(身体介護伴う)	557	4,426	89,097	20.1
	移動介護(身体介護伴わない)	418	2,876	47,380	16.5

回答数：3,180 市町村

(2) 法区分別、サービスの類型別利用の状況

法区分	サービスの類型	利用者数 (延人数)	利用時間数	一人当り利用量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	18,729	380,415	20.3
	家事援助	20,464	279,635	13.7
	移動介護(身体介護伴う)	6,436	148,597	23.1
	移動介護(身体介護伴わない)	12,034	189,372	15.7
	日常生活支援	3,441	464,566	135.0
知的障害者	身体介護	3,199	43,941	13.7
	家事援助	2,988	38,425	12.9
	移動介護(身体介護伴う)	2,641	38,380	14.5
	移動介護(身体介護伴わない)	4,371	65,778	15.0
児 童	身体介護	3,275	42,837	15.2
	家事援助	476	5,699	12.0
	移動介護(身体介護伴う)	1,282	13,614	10.6
	移動介護(身体介護伴わない)	608	5,390	8.9

回答数：3,180 市町村

【参考】

平成13年度における全国のホームヘルプ サービスの一人当り利用状況(平成15年1月調べ)		今回調査における全国のホームヘルプ サービスの一人当り利用状況	
身体障害者・知的障害者(一般分)	17時間	身体障害者(身体介護)	20.3時間
		〃(家事援助)	13.7時間
		知的障害者(身体介護)	13.7時間
		〃(家事援助)	12.9時間
視覚障害者等特有のニーズをもつ者 うち、移動介護	17時間	身体障害者(移動介護・身体介護伴う)	23.1時間
		〃(移動介護・身体介護伴わない)	15.7時間
		知的障害者(移動介護・身体介護伴う)	14.5時間
		〃(移動介護・身体介護伴わない)	15.0時間
全身性障害者	83時間	日常生活支援	135.0時間

(1) 法区分別、単価区分別支給決定・利用の状況

法区分	単価区分	支給 決定者数	支給 決定日数	利用者数	利用回数		利用日数
					4時間 未満	4時間 以上	
身体障害者	区分1	9,098	94,284	6,877	4,092	51,397	
	区分2	7,934	67,779	5,928	5,640	33,006	
	区分3	12,205	89,118	9,083	12,457	33,190	
	入浴サービス				62,161		
	給食サービス				101,510		
	送迎サービス				203,359		
知的障害者	区分1	4,108	58,280	2,850	2,877	32,086	
	区分2	3,111	41,250	2,229	1,370	24,160	
	区分3	2,669	32,411	1,812	859	16,874	
	入浴サービス				22,179		
	給食サービス				55,505		
	送迎サービス				96,629		
児 童	10人以下	17,357	173,225	12,659			
	11人以上20人以下						22,945
	21人以上						11,921
	送迎サービス						15,722

回答数：3,182市町村

(2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定が あった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
		平均	平均
身体障害者	1,352	8.6	5.9
知的障害者	1,014	13.3	11.0
児 童	1,406	10.0	4.8

回答数：3,182市町村

(注) 身体障害者及び知的障害者については、4時間未満の利用を0.5日、4時間以上の利用を1日として計上した。

6 短期入所支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

(1) 法区分別、支給決定の内容別支給決定・利用の状況

法区分	支給決定の内容	支給決定者数	支給決定日数	利用者数	利用日（回）数			
					宿泊	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
身体障害者	区分1	7,492	57,631	1,946	11,508			
	（うち遷延性意識障害者等加算）	115	1,028	21				
	区分2	2,596	20,221	472	4,294			
	（うち遷延性意識障害者等加算）	4	26	1				
区分3	1,168	8,871	154	1,184				
（うち遷延性意識障害者等加算）	1	31	1					
遷延性意識障害者等加算のみ	16	163	0	45				
知的障害者	区分1	14,496	103,315	3,945	17,158	1,397	3,955	1,087
	（うち重症心身障害者加算）	2,632	20,964	658				
	区分2	11,543	82,304	2,248	10,365	641	2,853	686
	（うち重症心身障害者加算）	141	1,075	20				
区分3	7,447	53,062	1,228	6,322	364	2,847	438	
（うち重症心身障害者加算）	35	243	3					
重症心身障害者加算のみ	653	6,715	194	2,467	77	220	72	
児童	区分1	13,366	94,187	3,925	5,311	4,184	5,685	1,714
	（うち遷延性意識障害者等加算）	102	700	35				
	（うち重症心身障害者加算）	3,890	28,470	1,063				
	区分2	8,445	55,681	1,923	2,287	2,081	2,518	730
	（うち遷延性意識障害者等加算）	19	121	0				
	（うち重症心身障害者加算）	93	625	15				
区分3	3,435	21,778	619	809	566	799	213	
（うち遷延性意識障害者等加算）	1	5	0					
（うち重症心身障害者加算）	31	221	4					
遷延性意識障害者等加算のみ	5	40	0	41	3	11	4	
重症心身障害児加算のみ	884	8,723	226	2,623	452	521	192	

回答数：3,173市町村

(2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定があった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
身体障害者	1,524	7.7	6.5
知的障害者	1,948	7.2	5.3
児 童	1,991	7.0	2.5

回答数：3,173 市町村

(注) 知的障害者及び児童については、日中受入れ4時間未満の利用を0.25日、4時間以上8時間未満の利用を0.5日、8時間以上の利用を0.75日として計上した。

7 知的障害者地域生活援助支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

単価区分別支給決定・利用状況

支給決定があった市町村数	単価区分	支給決定者数	利用者数
2,187	区分1	6,521	6,266
	区分2	7,315	7,115

回答数：3,191 市町村

サービス名		社会福祉協議会	社会福祉法人 (社協除く)	医療法人	社団・財団	農協	生協	営利法人	NPO法人	その他	地方公共団体	指定事業所計	基準該当
居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	身体障害者	2,082	1,342	401	160	37	126	3,351	642	166	163	8,470	291
	知的障害者	1,819	983	212	130	21	94	2,459	548	128	143	6,537	195
	児 童	1,615	723	171	125	16	87	2,286	527	205	127	5,882	174
	小 計 (構成比)	5,516 (26.4%)	3,048 (14.6%)	784 (3.8%)	415 (2.0%)	74 (0.4%)	307 (1.5%)	8,096 (38.8%)	1,717 (8.2%)	499 (2.4%)	433 (2.1%)	20,889 (100%)	660
デイサービス事業	身体障害者	185	537	25	25	2	1	36	24	10	202	1,047	103
	知的障害者	42	384	6	15	1	0	18	42	15	69	592	71
	児 童	49	161	8	3	1	0	15	43	10	310	600	84
	小 計 (構成比)	276 (12.3%)	1,082 (48.3%)	39 (1.7%)	43 (1.9%)	4 (0.2%)	1 (0.0%)	69 (3.1%)	109 (4.9%)	35 (1.6%)	581 (25.9%)	2,239 (100%)	258
短期入所事業	身体障害者	25	906	17	5	0	0	0	0	29	83	1,065	
	知的障害者	53	2,200	10	9	0	0	0	0	61	181	2,514	
	児 童	40	1,473	10	9	0	0	0	1	67	209	1,809	
	小 計 (構成比)	118 (2.2%)	4,579 (85.0%)	37 (0.7%)	23 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	157 (2.9%)	473 (8.8%)	5,388 (100%)	
地域生活援助事業 (グループホーム)	9 (構成比)	3,041 (92.8%)	0 (0.0%)	59 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	92 (2.8%)	8 (0.2%)	68 (2.1%)	3,278 (100%)		
合 計 (構成比)	5,919 (18.6%)	11,750 (37.0%)	860 (2.7%)	540 (1.7%)	78 (0.2%)	308 (1.0%)	8,166 (25.7%)	1,919 (6.0%)	699 (2.2%)	1,555 (4.9%)	31,794 (100%)	918	

全国の都道府県、指定都市及び中核市の回答

平成16年度障害保健福祉関係予算（案）の概要

平成15年12月
障害保健福祉部

【部所管予算額】 665,941百万円 → 694,164百万円（対前年比4.2%）

～障害者の自立・社会参加の推進と良質な福祉サービスの提供～

障害者の自立と社会参加を推進するため、重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）に基づき、地域における自立の支援、住まいや働く場の確保、精神障害者に対する保健福祉施策の充実とともに、支援費制度の着実な実施のために必要な予算の確保を図る。

I 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）の推進

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

平成16年度予算（案） 1,426億円

○ 新障害者基本計画（平成15年度から平成24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から平成19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

1 在宅サービスの推進

区 分	平成15年度 予 算	平成16年度 予 算（案）	平成19年度 目 標
訪問介護員（ホームヘルパー）	約51,560人	(+3,671人) 約55,230人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	約 4,920人分	(+143人分) 約 5,060人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	約 1,230か所	(+69か所) 約 1,300か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	約 9,710人分	(+290人分) 約10,000人分	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業	約 230か所	(+11か所) 約 240か所	約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	約 410か所	(+14か所) 約 430か所	約 470か所

2 住まいや働く場または活動の場の確保

区 分	平成15年度 予 算	平成16年度 予 算 (案)	平成19年度 目 標
地域生活援助事業（グループホーム）	約19,920人分	(+3,685人分) 約23,600人分	約 30,400人分
福祉ホーム	約 3,910人分	(+324人分) 約 4,240人分	約 5,200人分
通所授産施設	約68,240人分	(+1,356人分) 約69,590人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	約 5,700人分	(+260人分) 約 5,960人分	約 6,700人分

1 在宅サービスの推進

- (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業〔身体、知的、精神〕 29,113万円 → 35,663万円
約51,560人 → 約55,230人（+ 3,671人）
- (2) 短期入所（ショートステイ）事業〔身体、知的、精神〕 4,614万円 → 5,043万円
約4,920床 → 約5,060床（+ 143床）
- (3) 日帰り介護（デイサービス）事業 13,024万円 → 12,948万円
- ・ 身体障害者日帰り介護（デイサービス）事業 8,297万円 → 7,556万円
960か所 → 1,000か所（+ 40か所）
 - ・ 在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業 2,045万円 → 2,359万円
約270か所 → 約300か所（+ 29か所）
 - ・ 障害児通園（デイサービス）事業 2,682万円 → 3,034万円
約9,710人 → 約10,000人（+ 290人）
- (4) 重症心身障害児（者）通園事業 2,597万円 → 2,589万円
約230か所 → 約240か所（+ 11か所）
- (5) 障害者ケアマネジメント体制支援事業 145万円 → 144万円
- (6) 精神障害者地域生活支援センター 4,110万円 → 4,623万円
約410か所 → 約430か所（+ 14か所）

2 住まいや働く場または活動の場の確保

(1) 地域生活援助事業（グループホーム）	8,554百万円 → 10,581百万円
ア 知的障害者地域生活援助事業 約13,840人分 → 約16,040人分（+2,200人分）	6,755百万円 → 8,612百万円
イ 精神障害者地域生活援助事業 約6,080人分 → 約7,560人分（+1,485人分）	1,799百万円 → 1,969百万円
(2) 福祉ホーム	885百万円 → 1,101百万円
ア 身体障害者福祉ホーム 約820人分 → 約920人分（+ 94人分）	106百万円 → 108百万円
イ 精神障害者福祉ホーム 3,090人分 → 3,320人分（+230人分）	779百万円 → 993百万円
(3) 通所授産施設	45,661百万円 → 49,224百万円
ア 身体障害者通所授産施設 8,100人分 → 8,200人分（+100人分）	5,153百万円 → 6,126百万円
イ 知的障害者通所授産施設 約54,660人分 → 約55,490人分（+836人分）	36,140百万円 → 38,542百万円
ウ 精神障害者通所授産施設 5,480人分 → 5,900人分（+420人分）	4,368百万円 → 4,556百万円
(4) 精神障害者生活訓練施設（援護寮） 5,700人分 → 5,960人分（+260人分）	6,286百万円 → 6,360百万円
(5) 小規模通所授産施設 [身体、知的、精神] 約640か所 → 約890か所（+252か所）	3,504百万円 → 4,155百万円
(6) 小規模作業所に対する助成 [身体、知的、精神]	2,758百万円 → 2,481百万円

3 精神障害者施策の充実

(1) 精神障害者居宅生活支援事業の充実	2,678百万円	→	3,013百万円
ア 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）	738百万円	→	900百万円
イ 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）	141百万円	→	143百万円
ウ 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）	1,799百万円	→	1,969百万円
(2) 精神障害者社会復帰施設の充実	17,123百万円	→	18,198百万円
ア 精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6,286百万円	→	6,360百万円
イ 精神障害者福祉ホーム	779百万円	→	993百万円
ウ 精神障害者通所授産施設	4,368百万円	→	4,556百万円
エ 精神障害者小規模通所授産施設	1,172百万円	→	1,328百万円
オ 精神障害者福祉工場	408百万円	→	338百万円
カ 精神障害者地域生活支援センター	4,110百万円	→	4,623百万円
(3) 精神科救急医療システム整備事業	2,142百万円	→	1,785百万円
(4) 社会的入院解消のための退院促進支援事業 16か所 → 21か所（+ 5か所）	44百万円	→	63百万円
(5) 地域精神保健福祉施策の推進			
ア こころの健康づくり対策の推進	48百万円	→	41百万円
⑤・精神障害の正しい理解のための普及・啓発事業			
イ 自殺予防対策の推進〔他局計上分を含む。〕	642百万円	→	640百万円

4 保健福祉施策と雇用就業施策の一体的推進

(1) 障害者就業・生活支援センター事業 567百万円 → 817百万円
 47か所 → 80か所 (+ 33か所*)

※雇用安定等事業分のみ
 生活支援担当は既存事業との連携

(雇用安定等事業 442百万円 → 695百万円
 生活支援等事業 125百万円 → 122百万円)

(2) 施設外授産の活用による就職促進事業 障害者自立支援・社会参加総合推進事業にメニュー化

(3) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による就業支援事業 （職業安定局で要求）

【施設整備費等】

社会福祉施設整備費等〔社会福祉施設整備費等に一括計上〕

・社会福祉施設等設備整備費の社会福祉施設等施設整備費への統合による国庫補助申請事務の簡素合理化

II 支援費制度の着実な実施

(1) 支援費制度の着実な実施 321,267百万円 → 347,306百万円

ア ホームヘルプサービスなどの居宅生活支援の推進 51,588百万円 → 60,188百万円
 ・デイサービスの4時間超単価の見直し

イ 更生施設、授産施設などの施設訓練等支援の推進 269,679百万円 → 287,118百万円
 ・重度重複障害者が施設通所する場合に加算を適用

(2) 支援費制度施行に係る事務の円滑化等の支援 1,273百万円 → 578百万円
一部を障害者自立支援・社会参加総合推進事業にメニュー化

㊦・支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業の実施 障害者自立支援・社会参加総合推進事業にメニュー化
 ・障害者地域生活推進特別モデル事業

㊦(3) 支援費事業経営実態調査事業 40百万円

Ⅲ 障害者の社会参加の促進

(1) 障害者自立支援・社会参加総合推進事業	4,800万円	
・ 社会参加と自立支援の一体的な事業の推進		
・ 障害者IT総合推進事業によるITを活用した情報バリアフリーの推進		
・ 身体障害者補助犬の育成		
(2) 障害者スポーツ・文化芸術活動振興事業	96万円 →	96万円
(3) 身体障害者福祉促進事業委託費	575万円 →	515万円
・ 声の図書のCD化		
・ インターネットを活用した情報提供の導入		
(4) 高度情報通信福祉事業	150万円 →	149万円

Ⅳ その他の施策

1 手当等の給付	119,343万円 →	121,181万円
※平成15年の消費者物価の下落分(▲0.2%見込み)の額の改定を行う。		
(1) 特別児童扶養手当	84,722万円 →	86,226万円
(2) 特別障害者手当等	34,621万円 →	34,955万円
2 補装具の給付等		
(1) 補装具の給付	18,471万円 →	17,872万円
・ 六輪歩行器の追加		
(2) 日常生活用具給付等事業	2,141万円 →	2,205万円
・ 視覚障害者用ポータブルレコーダーの追加		
3 高次脳機能障害支援モデル事業	104万円 →	104万円
・ 国立身体障害者リハビリテーションセンター実施分	24万円 →	24万円
・ 都道府県実施分	80万円 →	80万円

4	自閉症等対策の推進		
(1)	自閉症・発達障害支援センターの拡充 16か所 → 20か所 (+ 4か所)	200百万円 →	245百万円
(2)	自閉症・発達障害支援センター職員研修の実施等 (国立秩父学園)	7百万円 →	7百万円
5	更生医療・育成医療の給付	10,042百万円 →	11,078百万円
6	精神医療費の公費負担	49,995百万円 →	53,267百万円
7	心神喪失者等医療観察法の円滑な施行	3,677百万円 →	2,649百万円
ア	精神保健判定医等必要な人材の養成研修の実施	101百万円 →	91百万円
イ	精神科急性期医療等専門家養成研修事業	41百万円 →	40百万円
ウ	心神喪失者等医療観察法の施行に要する経費	13百万円 →	12百万円
エ	指定入院医療機関の整備〔他局計上分〕	3,492百万円 →	2,475百万円
8	厚生労働科学研究費〔厚生科学課に一括計上〕		
・	障害関連研究経費（仮称）	0百万円 →	853百万円
	※平成16年度より障害保健福祉総合研究経費（平成15年度予算337百万円）と感覚器障害研究経費（平成15年度予算585百万円）を統合		
・	こころの健康科学研究経費	1,898百万円 →	1,756百万円
・	身体機能解析・補助・代替機器開発研究経費	0百万円 →	100百万円
	※平成16年度より医政局との共管。全体で700百万円のうち100百万円を計上。		
9	国立更生援護施設の運営費、整備費	10,783百万円 →	9,855百万円
(1)	補助犬トレーナー育成研修事業等の実施 (国立身体障害者リハビリテーションセンター)	8百万円 →	13百万円
(2)	高次脳機能障害支援モデル事業〔再掲〕 (国立身体障害者リハビリテーションセンター)	24百万円 →	24百万円
(3)	自閉症・発達障害支援センター職員研修の実施等〔再掲〕 (国立秩父学園)	7百万円 →	7百万円